

与論町部活動適正化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進め、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と教師の負担軽減の両立を実現することを目的として、その運営の適正化に向けた助言を得るため、与論町部活動適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について助言を行う。

- (1) 部活動の適正化に関すること。
- (2) その他教育長が必要と認める部活動の適正化に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、教育長が委嘱した委員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会が解散するときまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長を務める。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。
- 4 会議の名称は「与論町地域部活動推進協議会」とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、与論町教育委員会事務局学務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。